

第百九十六回国 参議院 法務委員会 會議録 第二十号

平成三十年七月三日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

六月二十八日

辞任

補欠選任

七月二日

辞任

補欠選任

岡田 直樹君

佐藤 啓君

柳本 卓治君

進藤金日子君

理事

石川 博崇君

委員長

中西 健治君

委員

山田 宏君

若松 謙維君

有田 芳生君

佐藤 啓君

進藤金日子君

福岡 資麿君

丸山 和也君

元榮太一郎君

山谷えり子君

櫻井 充君

小川 敏夫君

仁比 聡平君

石井 苗子君

糸数 慶子君

山口 和之君

事務局側

青木勢津子君

第三部

法務委員会會議録第二十号

平成三十年七月三日

【参議院】

参考人

東京大学大学院
法学政治学研究
科教授

大村 敦志君

弁 護 士

横山 佳枝君

立命館大学法学
部教授

二宮 周平君

本日の会議に付した案件

○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川博崇君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、こやり隆史君及び柳本卓治君が委員を辞任され、その補欠として佐藤啓君及び進藤金日子君が選任されました。

○委員長(石川博崇君) 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案及び法務局における遺言書の保管等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席いただいております参考人は、東京大学大学院法学政治学研究科教授大村敦志君、弁護士横山佳枝君及び立命館大学法学部教授・法学博士二宮周平君でございます。

本日は、大変にお忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の先生方から忌憚のない御意見を賜り、今後の審査の参考としたいと存じますので、どう

かよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。

まず、大村参考人、横山参考人、二宮参考人の順にお一人十五分程度で御意見をお述べいただきまして、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたく存じます。

なお、意見陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままに結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が十五分と限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、大村参考人からお願いいたします。大村参考人。

○参考人(大村敦志君) おはようございます。東京大学で民法を担当しております大村と申します。本日は、このように意見を申し上げる機会をいただきまして、大変有り難く存じます。

私は、法制審議会での審議に部会委員及び部会長として参加してまいりましたが、本日は、今回の相統法改正につきまして、一人の研究者としての観点からの評価を交えつつお話をさせていただきます。まず最初に、改正の背景についてでございます。

今回の改正は、直接には、二〇一三年、平成二十五年に最高裁判所で、嫡出子と非嫡出子の相統分の差を設けた民法旧九百条四号ただし書前段の規定、これが憲法に反するとの判断が下されたことを受けて、国会においてこの部分が削除された。その際に、この法改正によって、生存配偶者、すなわち亡くなられた方の妻ないし夫に不利益が及ぶことがないだろうかという懸念が示されたということに端を発しております。

嫡出子と非嫡出子の相統分が平等化されても、子供の相統分が全体として遺産の二分の一、配偶者の相統分が残り二分の一であるという点、この点は変わりませんので、今申し上げた法改正は直接には配偶者の相統分に影響を及ぼすわけではありません。しかしながら、配偶者とその子である嫡出子とを合わせた相統分というのが相対的に減ることになりますので、このことによつて配偶者が実質的な不利益を受けることがないかということが問題にされたというふうに理解しております。

もつとも、今回の法改正の背後には、今申し上げたものとは別に、より長期的な、それ以外の状況の変化というものも存在いたしました。

一九四七年、昭和二十二年に日本国憲法が施行されたのに伴い、民法の親族編、相統編についても大改正がなされました。このうち、相統編につきましては、一九六二年、昭和三十七年と一九八〇年、昭和五十五年に改正がなされましたけれども、その後は改正が行われてはおりません。つまり、相統法は、四十年近くわたって改正を受けることなく今日に至っております。

ところが、この四十年の間に、相統をめぐる状況というのは大きな変化を見せまいりました。

第一に、高齢化が進むことによりまして、すなわち長生きをされるという方が増えたことによりまして、その方が亡くなると残された配偶者もまた高齢であるというケースが多くなつてきております。そうなりますと、先ほど触れました法改正は別にいたしましても、高齢化した生存配偶者の生活を守る必要性が高まつてくるということになります。

第二に、一九八〇年代以降の不動産価格の上昇等によりまして、遺産の価値というものが相対的に大きくなつてまいりました。また、遺産の内容

が、この四十年の間に、相統をめぐる状況というのは大きな変化を見せまいりました。第一に、高齢化が進むことによりまして、すなわち長生きをされるという方が増えたことによりまして、その方が亡くなると残された配偶者もまた高齢であるというケースが多くなつてきております。そうなりますと、先ほど触れました法改正は別にいたしましても、高齢化した生存配偶者の生活を守る必要性が高まつてくるということになります。第二に、一九八〇年代以降の不動産価格の上昇等によりまして、遺産の価値というものが相対的に大きくなつてまいりました。また、遺産の内容

を見ましても、被相続人、亡くなった方ということになりませんが、被相続人が自らつくり上げたものが遺産中に占める割合というのが大きくなっている。そうであるならば、それは自分の思うように処分しても構わないのではないかと、こういう考え方が強まってまいりました。そこで、民法の定める相続分とは異なる仕方では財産を残すために遺言を利用しようという人が増えてまいりました。その結果といたしまして、遺言に関する紛争あるいは遺産分割に関する紛争も増えてまいりました。

第三に、家族に対する考え方、あるいは親子関係の実態といったものも随分多様化しております。一つの家族の中で見ましても、親と密接な関係を保つ子がいる一方で、親との関係が疎遠な子もいるというような状況がございます。より具体的に申しますと、親の介護に対する関わり方なども全ての子供が同じではないというようになってまいります。また、ある場合には、子供ではなく、親しい人のうちの誰かが亡くなった方の面倒を見ていた、こういう場合も出てまいります。

以上のような状況の変化を踏まえまして、今回の相続法改正案においては幾つかの提案がなされた。このように理解をしております。要綱では六つにまとめられておりましたが、以下におきましては、ここまでお話をさせていただきまして法改正の背景事情に照らしつつ、三つに整理をしてお話をさせていただきたいと存じます。

第一、一つ目は生存配偶者の保護に関するものでございます。

その一つが、広い意味での配偶者居住権の新設ということでございます。今、広い意味で申し上げましたけれども、この中には短期のもの長期のものがございます。

短期のものは一時的なものでございまして、大まかに申しますと、相続が始まるまでから一定の期間、例えば、遺産分割が終わるまでは亡くなった方の所有する住宅に配偶者が住み続けられるというものでございます。

これに対して長期のものは、残された配偶者が生きている間はその住宅に住み続けることができるというものでございます。もつとも、こちら、長期の居住権は一時的なものではございませんので、無料で、無償で住み続けられるというわけではございません。終身の居住権には経済的な価値がございますので、遺産分割の際には自分の相続分の範囲でこの長期居住権を得ることができると、そうした選択肢を付け加えたというのが今回の改正であるかと思えます。

もちろん、従来と同様に、所有権という形で住宅を相続することも可能であるわけですが、これも、所有権に比べますと長期居住権の評価額は相対的に小さなものとなります。そこで、所有権を得るのではなく、長期居住権を得ると同時に他の遺産、例えば預貯金等を相続するということも考えられるようになってまいります。

このように、選択肢が増えたということは、生存配偶者の保護のための措置として一定の意味を持つと考えております。また、夫婦の同居に対して法が特別の配慮をするということは、今後様々な場面に影響を及ぼすきっかけになるのではないかと考えております。

もう一つが持ち戻し免除の意思の推定というものでございます。

現在、婚姻期間が二十年以上の夫婦間では、居住用の不動産につき贈与がなされた場合に税制上の優遇措置がなされておりますけれども、これに関わる規定でございます。この制度を利用する夫婦は一定数あるようですけれども、この制度を利用して配偶者に贈与をするという場合、それまでの配偶者の貢献に報いる、もう少しドライに言いますと、配偶者の貢献を金銭的に評価して支払うと、こういう意図を持って多くの人が多いのではないかと思われます。

生前贈与は、一般には相続の前倒しとしてなされることが多いわけですが、今申し上げたような場合には、狭い意味での相続とは別に、財産関係を清算するという意味での贈与をしている

のではないかと。そうであれば、相続の際に生前に贈与された財産を計算上相続財産に含める、これを持ち戻しと呼んでおりますけれども、そうした必要はないだろうと、このように考えようということでございます。

遺産形成への配偶者の貢献を考慮に入れる方策といたしまして当初検討されていた案とは内容は変わっておりますけれども、小さな規定ではございますが、意外に役割を果たす規定となるのではないかと考えているところでございます。

第二に、遺産分割や遺言に関する紛争への対応に関わるものがございます。

一つは、預貯金の仮払い制度でございます。相続法改正案の審議中に、最高裁判所は、預貯金債権は相続開始、すなわち被相続人の死亡によって当然に各相続人に分割帰属するという従来の考え方を改めまして、預貯金もまた遺産分割の対象となるといたしました。その方が合理的で公平な遺産分割ができるというのが実質的な理由かと思っております。このような考え方は法制審でも検討されていたところでございます。

しかし、そうなりますと、例えば葬儀費用が必要だということ、亡くなった方の口座から引き出すことができなくなる、それでは困るだろうというところで、一定の額について遺産分割に先立ち仮払いを認めるといっていただいております。これによって、指摘されていた難点に解決が与えられるということを期待しております。

このほかに、遺言の方式の緩和ですとか遺言の保管制度などもございます。また、遺言執行者の権限の明確化、遺留分制度の見直しなどもございますけれども、時間の関係で省略させていただきます。

最後、三番目は、相続人以外の人の貢献に関する特別の寄与という制度の新設でございます。

亡くなった方に対して生前療養看護など労務の提供をしていたという場合、その人がもし相続人であれば、このことは寄与分という制度によって相続分を増やすという形で評価されます。しか

し、寄与分が認められるのは相続人だけでございます。そこで、相続人でない人についても、亡くなった方と一定の関係にあった人については、言わば相続法の内部で、遺産分割と並行して寄与に応じた金銭の請求を認めようというものでございます。これが特別寄与料と呼ばれているものでございます。

この問題につきましては、一方で、請求できる人の範囲を制限すべきであるという意見、他方で、そもそもこの問題は相続法の外部で対応すべきだという意見など様々な意見がございましたが、そうした意見を調整する中でこの案に落ち着いたものと理解しております。この案がまとまったということ自体に意味があるのではないかと、いうふうな考え方をしております。

最後に、二つのことを申し上げて結びとさせていただきます。

第一に、一九四七年の民法改正は、不都合な部分を削る言わば引き算の改正であったため、遺産分割に関する規定はずっと乏しいままでございました。今回の法案がこの点を相当補っているというものは、一つの成果であったと評価しております。

第二に、家族法の改正は意見が対立することが多く、成案を得ることはなかなか難しいのですが、今回も今回は立場の相違を超えて何とか案をまとめたよということ、それぞれの立場からは不満が残るものの、改正案が取りまとめられております。これも評価すべきことであり、ある意味では今後の家族法立法のモデルになる面もあるのではないかと考えております。

私の意見は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(石川博崇君) ありがとうございます。

次に、横山参考人をお願いいたします。横山参考人。

○参考人(横山佳枝君) 本日は、参考人としてこのような場を与えていただきましたことを、誠に

感謝申し上げます。

私は、第二東京弁護士会に所属しております。その中にあります両性の平等に関する委員会の委員をしております。当委員会は、当初はセクシュアルハラスメント、ジェンダーバイアスの問題などに取り組んでおりまして、数年前からは性的少数者の人権問題についても取り組み、研修会を開催するなど性的少数者に対する理解を深める活動を実施しております。

本日は、性的少数者の方々が直面している困難の解消とその人権擁護の点から、相続法改正のうち、法律案第五十条に規定されております相続人以外の者の貢献を考慮するための方策に絞って意見を述べさせていただきます。

第五十条の相続人以外の者の貢献を考慮するための方策とは、被相続人に対し無償で療養看護その他労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者に特別寄与料の支払を相続人に求めることを認めるものです。つまり、相続人以外の者であっても、財産の維持、増加に無償の貢献があった場合に、これを評価し、事実上遺産の一部を取得させることで関係者間の実質的公平を図ることを目的とするものです。

しかし、本年三月十三日に提出された改正案では、この特別寄与者の範囲を被相続人の親族に限定しております。法制審議会の中間試案では、請求権者の範囲を限定しない案も併記されておりましたが、最終案ではその案は採用されておられません。特別寄与者の範囲を親族に限定した場合、例えば事実婚を選択している異性カップルのパートナーや同性カップルのパートナーは特別寄与料の請求権を有しないこととなります。したがって、何年連れ添い、どれだけ貢献をしたとしても、事実婚の異性のパートナー、同性のパートナーは特別寄与料を請求することはできません。

先ほどお話ししましたように、改正案の趣旨は関係者間の実質的公平を図るといふものとお聞きしています。そうであれば、無償の貢献とそれに

よる財産の維持、増加がポイントであって、請求権者の範囲に身分的限定を課す合理的理由はないと考えます。

特に、同性カップルは、日本の現行法制ではカップルの関係性に伴う法的保護は何もありません。また、いまだあります社会の偏見や無理解により、生活上様々な困難に直面しています。そのような状態にある同性カップルからパートナーとの死別後の特別寄与料請求権すらも取り上げてしまおうということは、極めて問題であると考えます。

精神的、経済的に互いに助け合い、支え合い、家族として生きていく同性カップルは昔から社会に確かに存在しております。しかし、日本では、同性カップルは社会で見えない存在とされ、家族は男女のカップルによりつくられるという觀念から、法制度は異性カップルを前提としてつくられてまいりました。他者との親密な関係、互いに精神的、経済的に支え合う関係は、生存の基盤として極めて重要なものです。異性カップルの場合、そのような関係は大切なものとして扱われ、婚姻制度に象徴されるように法的な保護の対象に位置付けられますが、同性カップルは婚姻制度から除外され、何らの法的保護も与えられずにいるのです。

例えば、同性カップルは、どれほど長期間にわたり夫婦同然の生活をしてきたとしても、健康保険、介護休業の取得、労災の遺族補償、遺族年金などについて社会保障法による保護を受けることはできませんし、税制上配偶者に認められる優遇措置を受けることもできません。また、生活の基礎となる居住の面でも、同性パートナーの場合には同居を断られるケースがあります。また、入院や手術などの医療行為を受ける場合、法律上の家族には面接権や医療上の同意権など通常認められていますが、同性パートナーに対しては、医療機関の対応に委ねられておきますので、場合により同性パートナーは面会も医療上の同意もできないケースがあります。

さらに、同性パートナーが亡くなった場合、相続人ではないことから遺産を相続することはできません。ただ、生活の実態を見れば、同性パートナーが築いた遺産はカップルの相互扶助により築かれたものとして、残された同性パートナーの権利が認められるべきものと考えます。

資料として配付しております二〇一八年四月二十六日の東京新聞の記事がありますが、これは本年四月二十六日に大阪地方裁判所に提起された訴訟であり、これは死別した同性パートナーの遺産に関する紛争です。四十年以上にわたり共同生活をし、自営業を共に営むことで財産を築いたにもかかわらず、同性パートナーの急逝により、相続人である同性パートナーの妹が全ての遺産を取得し、同性パートナーが名義上代表していた自営業についても、勝手に廃業通知を取引先に出されたことから事業を継続できなくなったという件です。原告は、パートナーの妹に慰謝料の支払と財産の引渡しを求めて争っています。

国際社会では、同性カップルの関係を家族と認め、異性カップルと同様の法的保護を与えようという動きが顕著に見られます。現在、二十五か国で同性間の婚姻が法制化されています。移民政策という国の裁量が前提とされる領域においても、同性カップルの関係を家族と認め、在留資格を付与する潮流にあります。

欧州人権裁判所では、同性カップルのパートナーに在留許可を付与しなかつた事案において、国家の移民政策における裁量を認めた上で、国は家族生活の尊重という権利を侵害しない方法をもって政策を実施しなければならず、同性パートナーに在留許可を付与しないことは性的指向に基づく差別であると判断しています。

以上述べた国際社会の動きと比較し、日本における同性カップルの法的保護の取組は余りに遅れていると言わざるを得ません。G7構成国のうち、いまだに同性間の婚姻制度も登録パートナーシップ制度もないのは日本のみです。

方自治体において同性カップルのパートナーシップ制度に関する条例や要綱を制定しています。また、企業においても、同性カップルを家族として扱うようサービスを変更したり、就業規則を改定する動きも見られます。このような地方自治体や企業の施策により、同性カップルに対する法的保護を実現する動きが全国的に広がっております。

なお、同性カップルを家族と認めるべきことに関連し、同性婚と憲法について一言お話しします。憲法二十四条一項の「両性の合意のみに基いて」との文言について、憲法を改正しなければ同性婚は認められないという見解がありますが、これは理由がないと考えます。この「両性の合意のみに基いて」の意義については、憲法制定当時の経緯によれば、戸主、血族の意思などに関わりなく、婚姻当事者の合意のみによって婚姻をするということの意味すると解されます。

以上まとめますと、異性カップルの結合を前提として構築された政策により、同性カップルは社会の構成単位として認められず、法的主体として承認されていない状況にあります。それにより、同性カップルは社会生活を営む上で多岐にわたる困難に直面しております。

以上述べたところによれば、精神的、経済的に支え合ったパートナーを失い、何らの生活保障もない同性パートナーから、特別寄与料という制度の利用までも奪うべきではありません。同性パートナーや事実婚のパートナーを含め、特別の寄与をした者全てを対象とすることにより、関係者間の実質的公平を図るといふ趣旨はより貫徹できるものであり、親族要件を課す合理的理由はないと考えます。

以上述べたところによれば、第五十条の特別の寄与をした被相続人の親族という文言は特別の寄与をした者に変更し、特別寄与料の請求から親族要件を外すべきであると考えます。文言の僅かな違いですけれども、これは同性カップルの権利保

護に向けた第一歩であり、昨今の自治体の動き、社会の意識の変化、国際社会の動向に鑑みれば、国として今こそその一歩を踏み出すべきと考えます。

以上、御清聴ありがとうございました。

○委員長(石川博崇君) ありがとうございます。

次に、二宮参考人をお願いいたします。二宮参考人。

○参考人(二宮周平君) 相続法改正に関しまして見解を述べる機会をいただき、ありがとうございます。

私は、二〇一三年の十二月三日、民法の婚外子相続分差別規定の廃止、それから出生届の嫡出子、嫡出でない子の別記載の根拠規定となっている戸籍法四十九条二項の改正がこの法務委員会で可決されました、そのときに参考人として招致されておりまして、言わばそのときの婚外子相続分差別平等が今回の相続法改正の契機となった、大村参考人が述べられたとおりの経過がありますので、非常に感慨を覚えておる次第です。

今次法改正の経過につきましては大村参考人が述べられたところでもありますし、私も実は短い文章を書いておりまして、こちらの調査室の人に作っていただいた関連論文、新聞記事集があります。この中に、「時の法令」、持ってまいりましたが、これの二千四十四号で、「相続法改正要綱案と法律婚の保護」ということで書いているところですので、それを御参照いただければと思います。

今回の相続法改正について大村参考人が述べられました二番目の要点、遺産分割、遺言に関することについては私も賛同するものです。しかし、大村参考人が述べられました生存配偶者の居住権の新設、持ち戻し免除の推定、そして特別寄与の三点につきましては、私は反対の立場です。

実は、二〇一三年の十二月三日のときに、法律婚配偶者の居住保護がそのときも議論になりました。当時、佐々木さやか委員は、そういった場合

には個別事情を考慮して、そのケースで妥当かどうかということが判断されるべきであり、何らかの居住の権利ということで生存配偶者に法定の権利のようなものが認められることになった場合、個別の事情が考慮できなくなるおそれがあり、かえって、配偶者の地位の確保、配偶者の居住権の保護という議論を通じて、せつかく平等が実現される婚外子の相続分についてまた新たな、新しい差別のようなことが生まれはしないかと心配している」と述べられました。

今次提案は直接的に婚外子の差別をもたらすものではないと思います。しかし、法律婚の生存配偶者保護に特化していますから、法律婚以外の家庭生活を排除するおそれがあります。この点で、佐々木委員の懸念は実は正鵠を得ているように思うわけです。

どこがその排除になっているかということも申し上げます。まず、配偶者居住権の新設ですが、高齢者社会における居住形態は所有家屋だけではありません。賃貸住宅や施設で暮らしている場合もあります。高齢者の再婚に先妻の子供たちが反対したことから事実婚で暮らしている場合もあります。長期間、同性カップルで共同生活をしている場合もあります。複数の高齢者ないし親密な者同士で居住している場合など、居住形態は多様です。しかし、今回は相続法という枠組みの中の居住保障ですから、当然、法律婚配偶者に限定された居住保障です。それ以外の家庭生活、所有権以外の居住形態を取っている人は対象外になっていきます。包括的な高齢者のための居住保護という視点で捉え直すときに、今次法改正は排除の論理が含まれているように思うのです。

二番目は、生前贈与の持ち戻し免除に関することですが、これは元々、相続法制検討ワーキングチーム、二〇一四年につくられておりますけれども、このときには、遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産に分けて、実質的共有財産については配偶者に二分の一の法定相続も認める、残余の固有

財産について相続を開始するという、こういう組立てでした。しかし、二つの財産に分けられるのかということについて疑問が提起され、今次の民法(相続関係)部会の中間試案では三つの案が提起されました。被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上に増加した場合、その割合に応じて配偶者の相続分を増やす案、婚姻成立後一定期間が経過した場合、その夫婦の合意により配偶者の法定相続分を引き上げるという案、第三に、婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の相続分を引き上げるという案、これらがまとめられました。

しかし、パブリックコメントを取りますと、なぜ配偶者の相続分だけ引き上げるのか、その理由が分からない、被相続人の財産形成に貢献し得るのは配偶者だけではない、それ以外の相続人や、さらには内縁関係にある者にも貢献が認められることがあるなどの批判があり、結局、部会ではこうした反対の意見を考慮をされまして修正されました。それが今次の生前贈与の持ち戻し免除という提案になっていきます。

しかしながら、この提案についても、パブリックコメントを取りますと反対意見がありました。婚姻期間の長短、つまり二十年で切っていますから、婚姻期間の長短は生存配偶者の生活保障の観点とは直接関係がない、不動産を持たない高齢者についても生存配偶者の生活保障ができる制度にすべきだ、他の相続人や内縁夫婦についても財産形成への貢献や生活保障の必要性が同じである、居住用不動産以外の相続財産が少額であった場合、他の相続人、子供たちとの間に著しい格差が生じてしまうといった反対意見でした。

現在の判例によりまして、個別対応しています。例えば、自立できない子供がいる場合に、精神的に、身体的にきつい状態にある子供さんのために土地や住宅を生前贈与する、あるいは株式を生活のために買って生前贈与をする、そういう場合に裁判所は、必要性を認めた場合に持ち戻し免除という黙示の意思表示があったとして具体的

に解決をしています。あえてこのように画一的に二十年、居住用不動産の生前贈与のみと限定する必要は何もありません。

相続人以外の者の貢献、特別寄与に関しては、横山参考人からなる御説明がありましたので私の方から追加することはありませんが、私も横山参考人と同じく、同性カップルを始め、事実婚を取っている人たちなどで被相続人の療養看護に尽くすケースはあるわけですから、そういう人たちが今次提案の対象外となるということにも、ここにも法律婚以外の家庭生活を排除するという、そういう考え方を読み取ることができるようだと思います。多様な生活への配慮が必要ではないかと思

います。事前にお送りいただいた参議院の法務委員会の議事録未定稿版を参照させていただきました。そこで上川法務大臣は、事実婚、同性婚など多様な生き方を排除するものではないとおっしゃっています。また、特に多様な家族の在り方に関する状況に十分熟慮し、今後も必要な検討を行うと発言されています。今次改正に反映させなくて、排除するものではない、十分留意しと言っているのでしようか。

法律婚では、居住保障、それから特別寄与の保障がありますが、事実婚では、上川法務大臣によれば、遺言とか事前の契約を結べば対応できるとおっしゃるのですが、法律婚カップルの場合には求められない自助努力を、なぜこうした事実婚の人たちに求めるのでしょうか。同じ家庭、共同生活であるのにそこに区別があるということは、やはり排除の論理があるように思われてなりません。

民法は基本法ですから、象徴的な意味を持ちます。最高裁大法廷、平成二十五年九月四日、婚外子の相続分差別を違憲とした決定要旨の中に次のようなフレーズがあります。「本件規定の存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねない」、民法の持つ規定の重さ

です。

二十一世紀、日本社会の在り方は、もう議員の皆様がお考えと思えますけれども、キーワードは多様性と包摂です。ダイバーシティ・アンド・インクルージョンです。法律婚以外の家庭生活への法的保障を排除することは、このダイバーシティ・アンド・インクルージョンに反しているように思えます。だからこそ、法律婚以外の多様な家庭生活への配慮、これを民法の規定に盛り込むべきだと思います。

事実婚の選択は多様です。選択的夫婦別氏制度が実現しないために事実婚を取られる方、同性カップルの方は、同性婚は制度化されておりませんから、当然事実婚になりましょう。高齢者同士の再婚に子供たちが反対するために、やむを得ず事実婚を選ばれる方もあります。こうした法律婚以外の事実婚、家庭生活を営む人たちが療養看護に尽くした場合、せめてその場合だけでも特別寄与者として含むと、つまり親族に限定しないということは、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンのそういう思想の一つの反映として多くの人に受け入れられるのではないかと思います。パブリックコメントにおいてもこの方向が支持されていたと聞きます。

さらに、私見を付け加えさせていただきますと、相続の代替措置として、民法七百六十八条、これは離婚の際の財産分与規定ですが、これを事実婚カップルの人たちに適用するということが考えられます。最高裁はこれを認めなかったものですが、あえてこれを法律の条文にする意味があると考えているのです。

七百六十八条の四項に、第一項から前項までの規定は、婚姻の届出がない二人の共同生活関係が当事者の一方の死亡により解消した場合に準用する、こういう規定を新設すれば、財産分与、非常に柔軟な規定ですので、生存当事者の居住や生活保障や療養看護への保障なども可能になります。極めて限られた部分での法的保障でありませんが、こうしたことによってダイバーシティ・アンド・インクルージョンを明示的に示す象徴的な役割

割があると考えますので、こうした考え方の採用を御提案する次第です。

御清聴どうもありがとうございます。

○委員長(石川博崇君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

○中西健治君 自由民主党の中西健治です。

本日は、三人の参考人の先生方、大変ありがとうございます。大村先生がおっしゃっていたように、家族法分野の改正というのは意見がいろいろあると。特に相続も、婚姻の在り方に密接に絡むということ

で、なかなか意見がまとまりにくいという中で、こうした法案がごつちり法案として形になったということ、これ自体、今後の家族法の改正のモデルになるんじゃないかと、こういう御評価をいただいていたわけですが、三人の先生方のお話を聞いてみると、やはりなかなか難しいものだなというところを改めて感じたところであります。

今回、配偶者居住権、これ大きな新しい制度の創設ということに、権利の創設ということになりますけれども、今般、事実婚状態の配偶者に権利を認めないということにしたわけでありまして、これも、これは、まずは大村先生にお伺いしたいと思いますけれども、この事実婚の配偶者は認めない、法律婚に限るということになったこと、この理由と、そしてこれについての評価について大村先生の御意見を伺いたいと思っております。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。御質問にお答えをさせていただきます。

配偶者の居住権というのは、相続の内部における選択肢の一つとして提案されているものでございます。

相続の内部でこれと考えるということになります。その対象として考えられるのは、一番広く取って、全ての相続人についてこのような権利を認めるかどうかということになってくるかと思

ます。その段階で相続人でない者というのは、その外に漏れてしまうことにならざるを得ないのだからと思っております。これがお答えでございます。

それとの関連で一言付け加えさせていただきます。先ほど二宮参考人から、今のような考え方こそが排除の論理につながるのだという御趣旨の発言があったというふうにお伺いしました。私は、これを排除として捉えるのではなく、配偶者について従前不十分であったものを補うと、その部分の保護を高めていく、そういうふうな措置である。何かを切り捨てたということではなくて、配偶者に何かを足したということなんだろうと思っております。

配偶者、法律上の配偶者にこのような保護が与えられているということがありますと、その後、他の生活関係にある者についても更なる保護が必要なのではないかという力が働きますので、このこと自体は評価に値することではないかと考えております。

○中西健治君 ありがとうございます。

今後の議論のきつかけともなることではないかと、こういうふうにおっしゃっていただきまして。大村先生のこれまでお書きになったもの若しくは法制審での御発言なんかを見ますと、やはり、今回の配偶者居住権というのは登記がなし得るといふか、される権利ですので、やはり形式的に判断できるものじゃないといけないのではないかと、ということも理由として挙げられたというふう

に思っていますので、その意味でも、やはり法律婚に限るということが必要なのではないかと、こういう御意見だったと思っております。

そういう意味で、私も、どこかで分かるようにしなきゃいけないということでは、必ずしも排除の論理という言葉で切って捨てるようなものではないのかなというふうには思っているわけであり

ます。ただ、横山参考人、二宮参考人がおっしゃると

おり、事相続に関しては、高齢者が特に対象となってくるということでありまして、高齢者の場合に、これ二宮参考人のお話にありましたけれども、先妻の子供たちの反対もあるかもしれないので、波風を立てないように本人たちの意思とは別に事実婚を選択しているケースだとか、こうしたことなどもあるんだろうと思えますし、あと、特別寄与に關しても、やはり婚姻関係はなくても高齢のお二人がお互いに支え合って、そして一方が病気になるたときに介護を行っていくと、こういうような事情もあり得るだろうというふうにも思いますので、横山参考人、二宮参考人のおっしゃることも確かにという部分、私もあるというふう

に思ったわけでありまして。今回の法改正以外にも、この辺は二宮参考人、横山参考人にお伺いしたいと思いますけれども、こうした高齢の事実婚の方及び同性パートナーの方々、やはり居住するところは必要ですし、介護することもきつと多いだろう、パートナーの介護をすることも多いだろうと思うんですけども、その方々の保護をしていく、救済をしていく、それは、どうした方が他に考えられるのか、こちら辺について、それでは、二宮参考人、横山参考人の順番でお伺いできればと思っております。

○参考人(二宮周平君) ありがとうございます。それが私が最後に申し上げました、本日に代替的な手段であります、民法七百六十八条、財産分与に關わる規定を事実婚カップルの死亡解消の場合に適用するという、そういう一文を七百六十八条四項に設ければ対応可能でございます。

今、離婚の際の財産分与については、例えば別れる場合、妻の居住を保障するために借家権とかあるいは無償の利用権を設定するということが財産分与で可能になっていきます。もちろん、その後の生活費については、財産分与の中の離婚後扶養という要素で保障することもできます。ですので、財産分与という形態を用いることが、私としてはあり得るのではないかと考えております。

○参考人(横山佳枝君) 婚姻の配偶者についての

でも、人のライフスタイルは多様ですから、女性が仕事を持って働くようになりますと、今までのような性別役割分業では規律できなくなりますし、それぞれのライフスタイルに合わせて別居婚であったりすることもありましようし、それから同性カップルの方もおられるでしょうし、それから夫婦別姓のために事実婚される方もあるでしょうし、一色では、何というか、一つのモデルで統括することはできない状態になっているのではないかとおもうのです。

そうすると、それぞれの方が求められているニーズに合わせて制度も多様化していかざるを得ないのではないかと考えています。そのことによつて少子化も防げるような気がいたします。それはフランスが実践されていることですので、多様化を私は肯定的に受け止めております。

○若松謙維君 今、横山参考人、二宮参考人のお話し聞きながら、大村参考人にお聞きしたいんですが、いわゆる今回四十年ぶりの改正ということですが、この間、大きく社会の変化もありますが、恐らくこれから五年先もかなり大きな変化があらうかと思ひます。

そういう中、いわゆる家族に関する民法の規定というんですか、法律変更というのは大変な作業なんですけれども、かつ法制審の皆さんの御意見というの必要でしようけど、恐らく五年後になるともういろいろな議論が出てくると思ひます。次なる家族に対するこの民法の改正の方向性とかタイミングというんですか、どんなふうにお考えですか。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。議員御指摘のとおり、家族法の改正というのはこの先も続いていくというふうに認識しております。それで、一九九六年の婚姻法の改正案、あるいは二〇〇三年の親子法の、中間試案まで行つたでしょうか、こういふものは必ずしもうまくいかないで、現在中断した状況になっております。これまで進んできたものは、先ほど触れました、進んでいるものは、成年後見ですとか、ある

いは親権ですとか、今回の相続ですとか、高齢者の保護、あるいは子供の保護、あるいは相続の複雑化に対する対応ということで、コンセンサスが比較的取りやすいもの、こういうものについて議論してきた、ままとつてきたというふうにして思つております。

しかし、こういうふうなことで、親族・相続法につきまして一定の部分が改正されるということになりますと、残りの部分についての見直しというのにも必然的に必要になってくる。立法でございまして、コンセンサスの取れるところから決めていくということになるかと思ひますけれども、次にできるようなところというのを見出しまして、それをやるということかと思ひます。

具体的に申しますと、現在、法制審議会では特別養子法の改正のための審議というのが始まつておりますので、親子法について見直すと。今日話題になつておりますカップルについての関係というのが最も難しい問題かと思ひますけれども、親子の問題がもうまくまとまるようであれば、その先にカップルについての問題の検討というのも浮上してくるというような見通しを個人的には持つております。

○若松謙維君 ありがとうございます。櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充でございます。今日は、三人の参考人の先生方、本当にありがとうございます。話を伺ひして、それから、法律上の立て付けという、家族法というのが親族法とそれから相続法の上位の概念にあるということだとすると、その家族という概念をどう捉えてくるのかというのが多分一番大事なことになるんじゃないだろうか、と思ひました。

その家族というのが、ちよつと待つてくださる、広辞苑によると、濟みません、こんな見ながらで怒られそうですけれど、広辞苑では、夫婦の配偶関係や親子、兄弟の血縁関係によつて結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団としてい

ると、そう決められています。だつたとすると、配偶関係、配偶者、それから、こういうような考え方に立つて決められているとすると、この概念を法律上変えていかないと、多分今の議論つて進んでいかなんじやないのかと、思ひます。濟みません、ちよつと本当はスマホ見ながらちよつとしゃべらないでしようが、ごめんなさい、覚え切れなかつたのでちよつと勘弁していただきたくたいと。これからこういうことのないように注意します。

それで、お三人の参考人の先生方にお伺ひしたいんですが、家族とはどういう概念であるべきだと思ひますか。○委員長(石川博崇君) 三人の先生方全員ですか。○櫻井充君 はい。

○参考人(大村敦志君) 櫻井議員から御質問いただきました点は非常に難しい問題で、私も残りの研究者生命が短くなつてまいりましたけれども、終生を懸けて追求をしなければならぬ問題だというふうにして思つております。

他方、現行法との関係で申し上げますと、現在の民法の中には家族という言葉はございませぬ。これ、戦前には家族制度というのがございまして、家族というのは親族の中の特定の者を指す法的な概念として存在しておりましたけれども、四七年の改正によつてこの家族概念が否定されて民法典から除去されましたので、現在民法にはございませぬ。民法にあるのは、婚姻ですとか親子、我々が家族というふうにかかっているものの中の言

わばパーツに相当する部分についての規定でございます。ですから、もし家族ということをお考えということになりますと、民法典にはない新たな概念というのを現状を踏まえつつ構成していくということになるんじゃないかと思ひます。そのときのポイントは一ツなんだろうと思つて

子供、特定の子供というよりも、社会が子供を育てていくために必要なユニット、そういうものを家族として捉えます子供中心の家族観というのがあらうかと思ひます。他方、緩く考えますと、様々な、経済合理性だけによつて支えられるわけではない人間的な関係で、一定の継続性、親密性を持つというものを広く家族と捉えるという考え方があらうかと思ひますが、この両極の考え方を踏まえつつ、どのように考えていくのかという問題ではないかと認識しております。

長くなりまして、以上でございます。○参考人(横山佳枝君) お答え申し上げます。家族の概念という非常に難しいところなんですけれども、やはり一つの要件というか、それが必要ではないかと思ひるのは、相互に扶助を合つてい

る、それは精神的な、経済的な扶助関係というものがやはり必要ではないかというふうにかかっています。共同生活が必要かどうかというのは、いろいろ、今は別居婚ですとかそういう形態もありますので、そこまで必要かは分りませぬけれども。

そういうふうにかかるとなつたのは、ヨーロッパ人権裁判所の判決をいろいろ調査していた際に、ヨーロッパ人権裁判所では、過去には同性カップルについては家族とは認めていなかったんです。ヨーロッパ人権条約に、私生活及び家庭生活の尊重をしなければいけないという条項があるんですけれども、ヨーロッパ人権裁判所は、過去には同性カップルの関係性は私の私生活に当たるといふ判断はしていませんが、家族生活には当たらないと、そういう判断でしたが、昨今の海外の情勢等を踏まえ、家族生活に同性カップルの関係性は当たるといふ判断に変えています。そこ

のやはり判断に当たつての関係性の検討をしてい

るんですけれども、それはやはり精神的、経済的な相互扶助の関係というのを重視してありますので、それが一つの参考になるかと思ひます。○参考人(二宮周平君) ありがとうございます。大村参考人もおつしやいましたように、民法に

は家族という定義規定がありません。夫と妻、親子、親族相互の個人と個人の権利義務関係として捉えています。だから、家族とは何かというのには定義規定がないので、各自がこれが家族だと思っしかなければと思います。

国連国際家族年、一九九四年ですが、そのときに、家族の定義不能だとしました。つまり、地域、社会、人々によって家族の捉え方が違ふと。しかし、大切なことは、社会の核となるものがある。その社会の核となるものに民主主義を打ち立てようと、ビルディング・ザ・デモクラシー・アクト・ザ・ハート・オブ・ソサエティーというのが国連国際家族年の標語でした。だから、どのような家族、まあ集団生活にしても、そこに個人の尊重とか男女の平等とか、そういう理念が入っていないと駄目だよというのが九四年の国連国際家族年の立場だったのだと思います。

ですので、家族といつたときに、婚姻とか血縁とか、それを中心にしてしまいますと、そうではない人々を、また排除という言葉を使いますけれども、やっぱり排除していくような気がしてならないのです。

人は、横山参考人もおっしゃったように、助け合いながら共同生活をしていきます。その実態は今後も続くと思います。まあ、言ってみたら、ケアを担い合う、そういう関係性はこれからも続くことにはならないのではないかと。むしろ、その当事者だけでは支え切れないものを社会がサポートしていつて、安心して高齢者のお世話をしたり子供を育てるような、そういう当事者の関係性を保障していくことが法の任務ではないかと考えています。

○櫻井充君 ありがとうございます。

難しいんだらうなと思ひながらお伺いさせていただきますが、でも、今の中で、確かにまず一つは、狭義の家族と広義の家族というのを分けて考えるというのは一つの考え方も思ひないと思つたことと、それから、横山参考人からあつた

ように、経済的、精神的に相互に扶助している、多分、広義の意味でいうと、こういう形にしてあげると概念的にはまとまりやすいんじゃないのかなと、そう思ひながらお伺いさせていただきます。

もう一点、ちょっとまたこれも難しいんですが、三人の参考人の先生方にお伺いしたいのは、相続における平等性とは一体何なんでしょうか。つまり、先ほどからお話があつたとおり、非嫡出子に財産分与を行った場合にどういふふうになつていきますというのがあつたとすると、その相続における平等性というのがどういふ考え方に立つのかというのが基本原則だと思つていて、この点について教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。三人の先生に。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。相続における平等、特に子供の間の平等というのは、先ほど議員から御指摘ありましたけれども、フランス法では非常に重視をされてきた理念でございます。

相続人間の平等ということを考えるんですけれども、そのときに、考え方はやはり一つではないんだらうと思ひます。法定相続分が子供なら子供で対等になつていて、これは形式的な平等ということでございますけれども、実質的に見たときに平等とは何かと。財産形成に多く貢献した子供に多くの財産が行く、そうではない人には少ない財産が行く、こういうことを考慮した形の仕組みというのも民法の中に組み込まれております。そう考えますと、平等という言葉でどの局面をつかまえるかということを整理しながら考えるということが大切なんだらうと思ひます。

他方で、この平等に對立する概念として、被相続人、亡くなった方の自由というのがあるんだらうと思ひます。自分でつくつた財産なんだから、生きていた間ならばそれは自由に処分できるわけですので、遺言によって自由に処分することもできるはずだと、こういう考え方は強まつてきています。そうなりますと、被相続人の自由

と相続人間における幾つかの平等のバランスをとるかというものが相続法の基本に据えられるべき考え方になるんだらうというふうに思ひます。以上です。

○参考人(横山佳枝君) 答え申し上げます。

相続における平等性をどう考えるかという点なんですけれども、相続というのは、現行法制の場合、やはり婚姻から発生する一種の特権、婚姻から発生した家族形態に与える一種の特権的なものだと思ひます。この婚姻から発生する特権の一つとしてそれをどこまで組み立てるかというの非常に価値判断の問題があると思ひますので、ちょっと今どそれが一番適切かというのなかなか申し上げにくいんですけれども、やはりコントロールできない、個人がコントロールできない事情によって相続というものが排除されるという論理は、まずそこは誤つていてはないかと思ひます。

婚外子の相続分差別の最高裁判決でも、やはり、親が法律婚をしていのかどうかという子供がコントロールできない事情によって子供に不利益を与えるべきではないという判断がありましたように、やはりそれはまた同性カップルにも当てはまると思ひます。やはりそこは、個人がコントロールできない事情によって不利益を与えるべきではないかと思ひます。

そこについては、遺言のこともありますけれども、やはり、二宮参考人、先ほどおっしゃいましたように、その遺言というものを、異性カップル、婚姻している異性カップルには必要のない遺言という手続上の手間を、どうして同性カップルや事実婚のパートナーにだけ与えられるのかという点は説明が付かないように考えます。

○参考人(二宮周平君) 相続の平等は子供の平等に尽きます。相続人である以上、子供の間に差別を設けてはならない、これが平等だと思ひます。

配偶者の相続権については、別の論理で出てきています。戦後の民法改正で内助の功をどうやって評価するんぞかという議論になり、それを離

婚の際の財産分与と相続の場合の配偶者相続権を保障するという立て方になりました。私は、理想的には、欧米、台湾が取つていてる考え方ですが、夫婦になつたわけですから夫婦財産制の適用があります。婚姻関係が終了する、死亡であれ離別であれ、それは夫婦財産の清算の問題として取り上げることであらうと思ひます。それで、余つた財産について子供たちが相続するわけですから、それは子供は平等という理屈になるのではないかと考えております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

やっぱりこれもすごく難しく、今、大村参考人から、なるほどと思つていたのは、被相続人の自由というのをどう認めてくるのかということがあつたので、そういう概念も含めて相続とはどうあるべきなのかというのをこれから考えていかなきゃいけないと思つていましたし、それから、今、横山参考人からコントロールできない事情があつたということも、これ本当に大変な、大切なことなんだと思ひながらお伺いしました。

最後、ちょっと二宮参考人に改めてお伺ひしたいと思ひますが、子供が平等であると、そこまではそれでいいんですけれども、例えば、子供さんがもう手が離れて、今度は、事実婚だつたとして、夫婦で新しく財産を築き上げていくということもあるんだらうと思ひます。そして、そこで亡くなつた際に、その事実婚の方が今の相続法というと残念ながら相続を受ける権利がないという話になつてくる。

ですから、その平等というのは子供だけではなくて、当然その配偶者なり、配偶者というか、事実婚として認められて、今社会では認められてる人たちが随分いると思ひます。私の周囲にもいっぱいいますので、そういう意味では、子供の平等性ということにはならないんではないんでしようか。

○参考人(二宮周平君) 御指摘ありがとうございます。そこが私の中でもある意味で徹底はしてない

のですけれど、人は法律婚と事実婚を選択することができず、つまり、法律婚にはこれこれこういうメリットがあり、デメリットがあり、事実婚にはこういうメリット、デメリットがあるということを考えながら人は生活を選択していきます。そのときの現行の一番大きな分かれ目は、相続権の有無だと思います。

ですので、法律婚制度を取った上、そこに相続権を確定することによって法律婚を選ぶ人を増やすという、そういう政策的なことはあると思いません。それがいいかどうかというふうになると、私は、今おっしゃったように、本来であるならば平等であるべきと考えます。

ただし、この相続については、債務の承継なども含めまして、一義的に明確に誰が相続人であるかということを確認しなければ取引社会が維持できないということがありますので、そう単純に平等にというところには行かないと思っております。ここは私自身ももう少し検討してまいりたいと思っております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

基本的な概念を教えてください。今度の審議にちゃんと頭の整理ができて臨めるなと思いた。本当にどうもありがとうございます。

○有田芳生君 立憲民主党・民友会の有田芳生です。

まず、ダイバーシティ、多様性の問題から三人の参考人の方々に伺っていきたいというふうにしてあります。

今年の四月は大阪で、あるいは五月の初めには東京の代々木公園で、東京では東京レインボープライド、そしてパレードが行われました。大阪にも多くの方が集まったんですが、東京の場合は延べ十五万人の方がお集まりになって、これまでで最高的人数でした。自民党の国会議員の方、公明党の国会議員の方、そして私たち野党の国会議員も参加をして、パレードなどにも共に行動しました。それだけ問題関心というのは高まってきているというふうにご実感しております。

例えば、セクシュアルハラスメントという言葉が出てきたときに、これは一体何だろうかということ、日本社会にもなかなか伝わらなかった状況があるけれども、今ではもう一定の理解がありますよね。例えば、ヘイトスピーチという言葉でも、二〇一三年に初めて日本社会に広まっていて、それから五年ですけれども、今では、少なくとも良くないことだということも社会の了解になって、国会においても安倍首相などは、あつてはならないことだという答弁も何度も繰り返してこられました。そのように、LGBTという言葉も、これはこの数年、メディアを通じて社会にも広がっていったと思うんですよ。そこで聞きたいのは、現実があつて概念というものが固まってきた、固まってきたことによつて現実が更に理解されてくる。あるいはこれまで隠れていたものが表に出てくるようになってくる。だけど、それを概念として確定していくのはなかなか大変な作業だと思つて、先ほど、櫻井委員が広辞苑引用されてましたけれども、新しい広辞苑でもLGBTという表記はあつたんだけれども、その中身が間違つていたということ訂正されるというような、なかなか現実と概念との関わりというのは確定していくには時間が掛かると思つてます。

そういう中で、この民法の改正、これからのことにも関わってくるんですけども、LGBTの日本における実態、アメリカだったらニューヨークなんかでは百万人の集会が行われるわけですけども、私、パレードをしていてびっくりしたのは、協賛する団体が一流企業の特に外資系が多かつたということにやはりまだまだ日本と海外との差を感じたんですけれども。これから、民法との関係でLGBTという現実をどのように捉えていけばいいのか、その問題関心について、それぞれの参考人の方々にまずお聞きをしたいと思います。

○委員長(石川博崇君) どなたから。
○有田芳生君 大村参考人から横山参考人、二宮

参考人。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。不十分でありますけれども、現段階で考えていることをお答えさせていただきます。

私、十年ほど前に「マイノリティと民法」という論文を書いたことがございます。LGBTに限らず、日本社会には様々なマイノリティが存在する。この人たちは、先ほどの二宮参考人の言葉で言うと、包摂した形で社会を築き上げていくということが二十一世紀に必要なことなんだろうというふうにしてあります。

それを民法の次元で考えたときにどういうふうな反映させていくのかということがございます。このマイノリティの問題、LGBTも含めてマイノリティの問題ですね、家族の局面でも確かに現れます。家族的な結合がされている場合に、これを従前典型的な家族だというふうな思われていたものとの関係でどう処遇するかという問題がございまして、その他に例えば契約というのを考えてみたときに、契約においてこの人たちがどのような扱いをされているのかというような問題がございまして、これ、LGBTに限らず様々なマイノリティ、例えば外国人などについてこれまで論じられてきたところがございます。

我々民法学者が対応するのは、今申し上げたように、家族と契約というのが非常に大きな領域でございますので、両方の領域で少しずつ包摂といふことを図っていくということが望ましいのではないかと考えております。

○参考人(横山佳枝君) お答え申し上げます。

先ほど、レインボーパレードで外資系の協賛が非常に多かつたというお話がありました。やはり、外資系企業はそれだけの少数者の人権擁護に非常にセンシティブに捉えているということの表れだと思つています。それは、なぜそうしているかという、やはりそうしないと有能な人材が集まらないからだと、このことを認識しているからだと考えています。

民法上どのように同性カップルなどを位置付けるかなんですけれども、やはりこれ家族として、社会の構成単位として法的な承認を与える、それが社会的な承認につながっていくと思つています。内縁保護法理がありますので、同性カップルにも内縁保護法理の適用をすることによって一定の保護は図られますけれども、やはり将来的には選択的夫婦別姓や同性婚などによつた法制度が必要だと考えております。

○参考人(二宮周平君) LGB Tという言葉自体

に対しては異論のある方もいますけれども、今日はこれを使わせていただきますけれども、私はそれをセクシュアリティの多様性だと考えています。したがつて、それはその人の個性であつて、異性愛はいいけれども同性愛は駄目であるとか、性別違和はおかしいとか、そういう次元の問題をもう今は超えつつあるのではないかと思つています。

だから、それぞれのセクシュアリティ、その人が有能であるかどうかには関わりなく、その人の個性として尊重していく必要があるだろうと、そのためには、それを社会的にそうだとすることが目に見える形でアピールしたいと、その象徴が登録パートナーシップ制度であつたり婚姻制度だと思つています。そのLGB Tの人たちが共同生活をしていて、カップルで生活しているということを確認して、それを社会的に承認していくことが、それぞれのセクシュアリティの個性、だとして尊重していくことにつながると思つています。異性愛じゃない人も選択できる生活形態があるということが分かつて初めてその人の個性を尊重することになるのではないかと考えています。

○有田芳生君 横山参考人にお聞きをしますけれども、最初の御発言の中で、同性婚を認めている国が二十五か国だとおっしゃったと記憶して

らなすけれども、それは、例えばG7、先進国の中ではどういう事実関係、傾向があるんでしょうか。
○参考人(横山佳枝君) お答えいたします。

G7の中で同性婚も登録パートナーシップも認めていないというのは日本のみです。同性婚法制度、パートナーシップ法制度の国には相続も認められています。そういった中で、非常に日本が遅れているということをご先ほど申し上げた次第であります。

○有田芳生君　そこで、今回の法律案についてお聞きをしたいと思いますけれども、現行法制では捉え切れていない相続人以外の方々が猥褻的に介護あるいは看病などの貢献したときに、それをちゃんと評価をして実質的な公平を図る制度をつくらうという提案には賛成なんですか、それとも、私たちが立憲民主党が衆議院で反対をしましたのは、やはり本質的な問題として、これまでも議論になっておりますけれども、今回創設される特別寄与制度の対象から事実婚あるいは同性パートナーが排除されている。排除という言葉がいろいろいわれるかどうかわかりませんが、二宮参考人は排除という言葉を使われませんでしたけれども、衆議院の法務委員会で立憲民主党の反対討論を山尾志桜里委員が行ったときには、排除という言葉は使っていないんですけれども、人権意識における致命的鈍感さという表現をしているんですよ。

そういう私たちの判断、立場、あるいはその判断の前にあるそういう事実婚、同性パートナーが、あえて排除という言葉を使わしていただければ、その問題をこれからどうしていけばいいかと大村参考人はお考えでしょうか。

○参考人(大村敦志君)　ありがとうございます。御指摘の特別寄与料の問題、非常に難しい問題で、様々な意見があったところでございます。

まず一つ、前提として考える必要があることは、結果として様々な人が様々な貢献をしているというのをどのように考慮するかということに、相続法というものにどれだけの役割を担わせるのかという問題があるかと思えます。この点につきましては、相続法ではなくて財産法の問題として処理すべきだという意見も非常に強く主張されていたところでございます。

広い範囲で、例えば無制限にその請求を認めるということになりますと、相続に様々な人が介在してくることになりまして、相続というのは非常に重いものになってまいります。そこで、何らかの線引きが必要なのではないかということ、どこで線引きをするかということが中心的な争点になったと理解しております。そのときにいろんな考え方が出されましたけれども、今回親族ということで線を引いているわけですね。

なぜ親族なのかということ、親族間であれば財産法で処理できるような明確な法律関係というのが結びにくくと、事後的にこれを財産法以外の法理で評価してやるということが必要なんじゃないかと、こんなふうな観点から親族ということ、線が引かれたというふうにご承知しております。

もしこれ、先ほど御質問ありましたけれども、家族という概念を使うとすると、家族であればそういうことになるだろうということ、線引きができるわけなんですけれども、家族というのは、先ほど話になりましたように概念規定が非常に難しいわけです。そこで、今回親族ということ、線を引いたと。

この先の話になりますけれども、立法の段階では親族ということ、線を引いたけれども、これでよいのだという考え方を社会が取るのか、それとも、この親族というのは、立法段階ではこういうふうな線を引いたけれども、もつと緩めて考えていく必要があるのか、これは考え方が分かれるところで、我々の社会がこの親族というのを緩やかに解するべきだというふうにご承知しております。

その外は、仮に立法の際に親族は親族であつても、その外は含まないというふうにご承知していただいても、そうでない方向での法形成がなされる可能性というのはあるかもしれないというふうにご承知しております。

○有田芳生君　今のお話の続きで大村参考人にお聞きをしたいと思いますけど、法制審の議論の中で、やはり賛成、反対、いろんな御意見が当然出てきたんだけれども、事実婚であるとかそうした人々

に対する対応について、賛成意見、反対意見、たしか反対意見の方が多かったんじゃないですか。どういふ議論の実態、比率というのか割合というのか。

○参考人(大村敦志君)　ありがとうございます。法制審は、最終的にはこれまで採決をしないで決定をするということを行ってしております。私、二十年少々、幹事、委員を務めておりますけれども、私が関与した法制審で採決がされたということはございません。ですので、最終的には皆さんの案で了解が得られたというふうにご承知しておりますけれども、もちろん、議員御指摘のとおり、その前の段階では様々な議論があったわけでございます。

中間試案の段階で甲案、乙案というのがございました。乙案に対する賛成というのが多かったです。甲案と比較するとどうも御意見も見られます。甲乙を比較するとどうも御意見も見られます。甲案に申し上げましたように、甲案以前に、そもそもこのような制度を設けることがどうかという考え方に立つ人、これも含めて考えますと、乙が大勢を占めていたということではないというふうにご承知しております。

○有田芳生君　時間が迫っていますので、横山参考人にお聞きをしたいと思います。今日配付をしてくださった資料、「四十年同居の同性パートナー」連産は誰に「相手男性の妹を提訴」と、こうした裁判というのは最近増えつつあるという理解でよろしいんでしょうか。

○参考人(横山佳枝君)　お答え申し上げます。こういった同性カップルの相続発生に関して財産の帰属が争われたというケース、この新聞記事のケースですけれども、これは非常に異例であつて、初めてのケースではないかと思われまふ。

他方で、その同性カップルについての現行法令の解釈を争うというのには最近出ておまして、例えば、犯罪被害者給付金の給付が同性カップルのパートナーが亡くなったときに認められなかったという件で争っているという件はありますので、

まだこれから増えていくと思えますし、また、同性婚そのものを争う訴訟というのも将来的に出されるものと考えております。

○有田芳生君　LGBTにしても、概念、そして今回の法律改正も含めて、いろんな現実というものがこれまでになく表に出てくるだろうというふうにご承知しております。そういったときに、やはりマイノリティを含めた方々の権利をいかに保護するかというのはいくつかの大事な課題だということに思いますので、これを機会に更に前に進めていかなければいけないというふうにご承知しております。

○仁比聡平君　日本共産党の仁比聡平でございます。今日は、参考人の皆さん、本当にありがとうございます。【委員長退席、理事若松謙維君着席】

ちよつとこれまでの質疑も踏まえて、まず二宮参考人からお尋ねをしたいと思います。二宮参考人から、先ほど来、例えば大村参考人からも御発言があるように、今回の配偶者、法律婚配偶者の保護、あるいは被相続人の親族に限るとこの特別寄与の請求人の限定ということに關して、そうでなければ紛争が複雑化、長期化する、複雑化、長期化を防ぐためであるという趣旨が語られるわけですが、端的に申し上げますと、家族、親族間の特に相続をめぐる紛争が裁判規範として働くような場面、実務法曹に相談があったり、あるいは家庭裁判所に調停や審判が申し立てられたりというようなケースというのは、これは複雑化、長期化するものなのであつて、この今回のような限定を付したから複雑化しないかというところでは私はないのではないかなと思つてお

二宮参考人が論文でも指摘をされているとお

○参考人(二宮周平君) 確かに、特別寄与者を親族に限定するとか、それから事実婚カプルなどに相続権を否定するという、こういった場合に事案の長期化、複雑化ということが言われているんですけども、少なくとも今回話題、一番の焦点になっていきます特別寄与者のところについて親族概念を外した場合どうなるかということですが、基本的に療養看護に尽くしている人ですから、共同生活は証明できると思います。療養看護は、今は単体、家族だけではやりません。必ず介護契約を結んでヘルパーさんに来てもらったり、あるいはデイケアとかショートステイとか、そういうことを利用しながらやっていきます。そうすると療養看護の実態というのは比較的証明しやすいと思います。ですので、特別寄与についてそれを、親族概念を外すと複雑化、長期化するというのは、ちょっと紛争実態に合っていない気がします。

〔理事若松謙維君退席、委員長着席〕

一般論として、事実婚カプル、婚姻登録をしていない人に相続権を認めるのかという話になると、それは複雑化、長期化という議論は出てくるかもしれません。でも、特別寄与に関しては、今申し上げたことから長期化、複雑化ということは起こり得ないと考えています。

○仁比聡平君 先ほど横山参考人がその点について、親族というこの要件はもう外すべきである、特別の寄与をした者で足るではないかという趣旨の御提案がありまして、私もそうだと思うんです。

そうした場合に、何をもって実質的な公平というのを図っていくかという、実際に同居してお互い助け合って親密な共同生活を送っている、男女の事実婚であれば子ども産み育てているということとだっている、そういう家族、法律婚でよく語られる言葉で言うと、実質的な婚姻意思ということがあるカプル、そうした中の関係にふさわしい公平を図っていくようなことになるのではないかなと思うんですが、親族を外してはどう

かという見解、それから、今のその公平の中身の問題については、二宮参考人、いかがでしょうか。

○参考人(二宮周平君) 今、仁比委員がおっしゃったとおりでして、高齢者の介護をしている方は必ずしも同居しない、近接同居で介護をなさる人もいます。でも、ここで、事実婚カプルとか同性カプルを取り込もうといったような場合には、近接型じゃなくてちょっとハードルを高くすることはあり得ると思うんですね。だから、実際に共同生活をして何年も暮らして、一方が介護を必要となつたので社会的なインフラを利用しながらやっていると、その利用実態というものは、その契約なり通所している記録で明らかですし、それから住民登録の場所であるとか、それから周囲の人がこの人たちも長い間一緒に暮らしておられますよといった証言も得られるわけですから、何も立証において困ることはないと思えます。

○仁比聡平君 今の二宮先生の御意見も踏まえて大村先生にお尋ねしたいと思うんですが、二宮先生、先ほど多様な家庭生活を民法規定に取り込むべきであるという基本的な方向性、考え方を明示しなられて、大村参考人も、排除ではない様々な形態の家族に法的な保護を必要とするのではないかと、そういう方向性、これが今回の改正で働いていくんだという大前提のようなお話をされたと思うんですが、二宮参考人からは、財産分与の規定を見直したら公平な解決に進むのではないかと、というお話もありました。

私は、選択的別氏制度、別姓制度を実現させない下で法律婚配偶者だけを保護するということになれば、これは排除という声が出てくるのも当然だとも思うんですが、今後の問題、どんなふうにしていくのかということについて、大村参考人、いかがお考えでしょうか。

○参考人(大村敦志君) お答えをいたします。私は先ほど、様々な家族に対して必要な保護を与えていくことが望まれるのではないかと、いうふう

に申し上げました。これは二宮参考人もちょっと触れておられたんですけども、例えば我々が事実婚というふうに言っているものの中にも様々なタイプのものが含まれているんだらうと思えます。

中には、まさに法律婚と同じように暮らしたいのだけれども、例えば議員御指摘の夫婦別姓の問題があつてそれが実現できない、実質的には婚姻と同様にしたいというカプルもあろうかと思えます。それから、これも二宮参考人おっしゃいましたけれども、財産関係について子供たちに影響を及ぼさないような形にしたい、しかし夫婦の間の関係はきちんとしてみたい、こういうカプルの間の関係はきちんと思えます。さらに、婚姻というような保護も厚いけれども拘束も強いような制度は望まない、もっと緩い、開かれた薄い保護があれば十分だと、こんなふうな人たちもいるんだらうと思えます。これらに見合うような形が必要なんだらうと思つています。

一方で、現在の婚姻の概念というのを分節化する、あるいはそこに選択肢を設けるというようなことができるのかどうなのかということも考える、他方で、婚姻よりも保護の程度、拘束の程度の低い類型というのを設けていくと、これは諸外国でそういう形の立法進んでいるわけですから、そんな方向で包摂を図っていくことを考えるべきなのではないかと思つております。

財産分与の問題につきましては、夫婦の財産関係の清算、まず夫婦間で清算した上で、残りについて相続の問題でどうすべきかという二宮参考人の意見ですね、原則論としては私も賛成でありまして、個人的にはそういう考え方を持っております。

今回の相続法改正の中で最初に検討されました配偶者の貢献に対する考慮というのはそういう方向で考えていたわけですが、財産分与というふうなんでしょうか、清算プラス相続というのはなかなか、私どもが考えたのは、かつて考えられた、

一九八〇年に考えられたものよりは使いやすい制度だったつもりなんですけれども、それがやっぱりまだ複雑なのではないかということで現在の提案に落ち着いているということでありまして、研究者として理想として考えていることと国民がそれを受入れ可能かどうかというふうに考えているものとの間に落差があるなというふうに考えました。

これ、国民の意識に合わせて立法するしかないというのが今の状況でありますけれども、国民の意識の方に働きかけるということも考えてまいりたい、今の多様化についてもそういうことを考えてまいりたいというふうに思っております。

○仁比聡平君 本当にありがとうございます。国民の側が求めているのに政治がそれを排除しちゃならないと私は強く思うので、国会が頑張らなきゃいけないことというのはたくさんあるなと思つてますね。

ちょっとその焦点の課題で、同性パートナーの問題について横山参考人にお尋ねしたいと思つてますけれども、いわゆる内縁保護法理、事実婚の法律婚同様の保護を図っていくこと、これまでの判例も含めた戦後日本社会での様々な努力とその到達点を同性カプルにも適用すべきだというのは、私もそのとおりだと思つてます。これを進めていく上での実定法上、あるいは社会の側の何か当面の課題といえますか、重要な課題とか、ここを乗り越えなきゃいけないというようなことがありましたら、教えていただきたいと思つてます。

○参考人(横山佳枝君) お答え申し上げます。内縁保護法理なんですけれども、これ、判例上積み重ねられてきた法理ですので、特に実定法上あるというものではないですね。社会保障法上は特に配偶者又はそれに準じる関係にある者ということ、それにより、事実婚の配偶者というのは保護される関係にありますけれども、なので、やはり事実婚の配偶者は一定程度保護されているもの、やはり婚姻関係にある配偶者とは歴然とした差があることになりまして、つまり、相続も排除

されていますし、配偶者の優遇税制というものも受けられません。

そういう意味において、事実婚であつて、そういう婚姻をしている配偶者とは異なる何らかの制度を設けるというよりも、私は、やはりその事実婚の方がどうして婚姻に踏み切らないのか、その理由は何なのかと。選択的夫婦別姓が認められた場合というのはかなりたくさんの方が婚姻に移行するのではないかと考えております。やはりそれを解消するべきではないかとまずは考えます。

○仁比聡平君 実際、法律婚から別姓選択をという信条が排除されているということが今大きな問題になっているわけですから、横山先生のおっしゃるとおりなのだと思います。

時間が限られているので、最後、二宮参考人にお尋ねしたいと思うのですが、こうした多様な家庭生活あるいは生き方が法律婚から排除されるというようなことが起こってくる根っこに、戦後、憲法十四条や二十四条の下にありながら、家族法、相続法の中に戦前以来の戸主制度だとか家督相続などの家制度の残滓というものが決して拭い去られていないのかという問題意識を私は持つておりまして、その下で固定的な女性の役割分担を強いるというような意識、あるいはそれが正当に評価さえされずに、特に相続関係において著しい実質的不公平が生じてきたという日本社会の現実もあるのではないかと思うんですけれども。

一問だけ、嫡出ですね。これ、非嫡出子の相続分差別は違憲であるという判決が出て、国会でも法改正がされながら、嫡出でない子という言葉は法制度上残ってしまっている。こういう辺りをどう考えたらいいのでしょうか。

○参考人(二宮周平君) ありがとうございます。

御指摘のように、私も、その嫡出という概念を残すことには反対をしております。つまり、嫡出という概念には正統な子という含意がありますので、子供に正統な子と正統でない子という区別をもたらすようなものですから、子供は子供であつ

て、そこに嫡出、嫡出でないという形容詞を付ける必要はないと思います。欧米諸国でも嫡出概念は既に廃止されています。

ただ、親子関係の成立の過程で、婚姻から生まれた子と婚姻外で生まれた子について成立方法の若干の違いがありますので、婚姻外で生まれたか婚姻内で生まれたかという、こういうことが解釈上区別されることはありますけれども、表記上はもう子に統一されているので、日本もそれをやらなければならぬ。そのためには、戸籍法の改正をしなければならぬと思います。

○仁比聡平君 ありがとうございます。終わります。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。

三人の参考人の方々、ありがとうございます。私も、これまでの勉強の中の数倍、頭の中が整理されてきたのではないかと感じております。これまでの、過去には民法が家族の在り方をリードしてきたという経緯があつたと私は判断しているんですが、家族の在り方が変わったのであれば、そこに合わせた民法を変えていくべきではないかと思つておりますが、そこで変わってきた中に、先ほど家族がないというのを知つて、ちよつと驚きました。

これが改正であつたならば、先ほどからのダイバーシティとインクルージョンですか、これ元々相反するものであつて、ダイバーシティというのはダイバイドですから分かれていくわけですよ。インクルージョンというのはインクルーシブですから含めていくわけですね。そうすると、分かれていったものが、多様化のスピードが、あるいはその変化が大きければ、再びそれを含めていって民法、法律を変えていくべきではないかという頭の整理をすることが一つ。

それから、法律の専門でいらつしやる方が先ほど採決をされないとおっしゃつたのは、私は、法律の専門家というのは選択肢を考え、弁護をなさる方はその選択肢を人々に提供して教えるというお仕事をいらつしやると思うんですね。決し

て採決だの採決だのということをする方ではないんだと、それは、国民から選ばれた議員たちが国会でやるべきだということですよ。

もしその判断が正しければ、大村参考人に教えていただきたいんですが、配偶者居住権を事実婚に認めないというのは、事実婚をしているという判断が形式的に明確でないというのが理由の一つにあるのではないかと思つていますが、もしそうであるならば、片方で、同居や協力とか扶養義務や財産分与に関する規定というのは、事実婚に類推して適用されることもあると思つております。裁判的には多元的な家族観というものが一定の理解を示している、裁判所は理解を示していると言えらると思つております。

そうすると、むしろ事実婚を認める基準を明確にしていくことが必要なのではないかと思つていますが、大村参考人はどう思われるか。例えば、何年一緒にいれば事実婚を出せる制度をつくらうとか、審議会でそういう選択肢や議論は、意見出なかつたんでしょうか。教えていただけますか。

○参考人(大村敦志君) 御質問ありがとうございます。

石井議員の御指摘になつた、何を事実婚として認定するかという問題は、事実婚という概念を仮に、言葉はどうなるか分かりませんが、事実婚という概念を立てて、これに対して一定の法的保護を与えるということになつたときに、その明確な概念規定が必要なのではないかという形で議論の対象になるんだらうと思つております。

これ、外国の例でまた恐縮ですがけれども、二年以上同居している事実婚としての証明が取れるとか、カップルとしての証明が取れるといったような制度を設けている国もあります。ですから、そういうものによって外延を画していくというところが、カップルの法的保護ということを考える際には一つの選択肢として出てくるというふうに思

ただ、今回は、先ほどの御質問に対しても申し上げましたけれども、相続法の改正で、配偶者の相続分があるというのを前提にして、例えば子供とともに相続人になつたときには二分の一は取れると、その二分の一の中身をどうしようものにするかということを中心にいたしました配偶者相続権というのを考えました。もし、例えば、長期居住権というのが相続分と関係なくパートナーに与えられる、そういう権利であれば、それを誰に与えるのかという形で問題を立てることができるとは思つても、配偶者相続分があると、その中で何をどうやって分けるのかという、そういうふうな形で議論をしておりますので、議員御指摘のようなことが話題になりにくかつたという事情があるんだらうと思つております。

ですが、御指摘は御指摘としてあり得ることだろつと思つております。

○石井苗子君 ありがとうございます。よく分かりました。

相続法が中心であつたということで、にもかかわらず、今たくさんの方がテンプルに投げられているんだという頭でいいと思つていますが、全参考人の方にごでお願いしたいのは、今回の改正ですけれども、非常に法律婚に保護を与えていると私は理解しているんですが、その一方で、事実婚に対しては冷たいんでないかという、これが、何でしょうかね、社会の風のようになつてくれば変わるんではないかと思つておりますが、法律婚は、妻つて愛ですけど、片つ方が家庭で育児、家事、片つ方が外で仕事という、専念すると、どちらでもそれに専念するということ、これが日本の経済成長を支えてきたんだという見方もあつて、法律婚は性的役割分担を強制、まあ強制まではしていませんが、今日でも、誰かは外で働き、誰かは、まあ妻の場合が多いんですが、家で家事をするという役割を担うものだとお考え方をしている人は本当は多いのではないかと、現実的には、そう私は思つていますが、事実婚を選ぶカップルは、法律婚の持つる種の強制的な家族の像みたいなも

のを嫌って、法律婚からの解放を願っているのではないかと、勝手な判断ですが、そう思うんです。

○委員長(石川博崇君) どうな選択をしているのか、教えていただきたい。そうすると、全参考人に教えていただきたいんですが、婚姻届を出さないカップルはなぜそのような選択をしているのか、教えていただきたい。

○石井苗子君 じゃ、こちらから順番に。

○参考人(二宮周平君) 先ほども申し上げましたけれども、皆さんがそういう戦場的な方ではありません。だから、別姓が実現できないという方はおられます。それから、同性カップルの人は婚姻登録ができません。それから、高齢者で再婚したいんだけど、子供たちへの配慮、相続権のことを思って婚姻登録しないという方もあります。それから、有責配偶者の離婚請求をなかなか裁判所は認めてくれないので、重婚の内縁ですね、配偶者がいるんだけど、その人とは長年別居して別の方とパートナーとして暮らしているという方もおられます。

もちろん、現行の婚姻制度、そういう性別が定められているとか、あるいは戸籍上の婚外差別がまだ残っている、自分たちの意思として、そういう差別する側には回りたくないというので婚姻届を出さない方もおられます。それから、もう無意識で、別にいいじゃんという、出す必要も認識されずそのまま一緒に暮らしている方もいます。

ですから、大村参考人がおっしゃったように本当に多様です。多様な事実婚の中に、広いとか狭いとかいろんな概念で区別していくというのは私は難しいと思います。だから、共同生活の実態、関係性の親密な協力関係があれば、それをもって事実婚カップルだという認定をしていく方が望ましいのではないかと考えている次第です。

○石井苗子君 済みません。婚姻届を出さないカップルはなぜそのような選択をしていると考えかとお考えただけでお願いいたします。

○委員長(石川博崇君) 二宮参考人。○石井苗子君 いやいや、横山参考人に。質問が分からなくなっちゃったかなと。全員に同じ。

○委員長(石川博崇君) 全員に同じ。よろしいですか。

○石井苗子君 はい。

○参考人(横山佳枝君) お答えいたします。

どうして婚姻届を出さないカップルがいるかという、その理由についてなんですけれども、かなりいろいろあると思うんですけれども、一つ大きいのは、やはり選択的夫婦別姓がまだ認められていないと。今もう共働き増えていますから、やはり仕事で使っている氏が結婚によって変わるというのは非常に面倒なところがあるんですね。銀行口座も全て、カード類も全部変えないといけませんから。九割方はもう男性の姓に変えているのが現状なんです。そういう負担が結局のところ女性の方に掛かっていると、非常に煩雑であるというところで、それを回避しているという方は相当数いらっしゃると思います。

ただ、子供が生まれるとなると、またこれ別の、親権の問題も出てきますので、私の知っている方ですと、子供生まれる直前に籍を入れて、またその後抜く、次の子供生まれる前にまた入れて、また抜くと、そういうことを繰り返されている方もいらっしゃると思います。

ただ、またほかの理由としては、やはり婚姻というのはいろいろの特権的なところありますけれども、やはり義務も伴います。同居扶助義務ありますし、婚費分担義務ありますので、そういう義務を負いたくないという理由から避けていらっしゃる方ももしかしたらいらっしゃるかもしれないし、また、先ほどおっしゃられました伝統的家族観というもの、まだやはりあると思いますので、そういったものに縛られたくないということも避けていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。

○参考人(大村敦志君) 理由についてはデータを挙げてお話しするのは難しいんですけども、感

触としては、先ほど二宮参考人が指摘されたような様々な理由によるという認識を共有しております。

私自身は、内縁という言葉を使うとすると、選ばれた内縁というのと強いられた内縁というのがあるだろうというふうに書いてまいりました。この割合がどのくらいなのかということについては、二宮参考人と私の間では若干認識が違うかもしれないですね。あるいはまた、そういう複数の異なるタイプの理由に基づくカップルがいるということに、これを単一の方法で処遇するのか、それとも類型に分けて処遇するのか、この辺りも二宮参考人と私の間で若干意見は違うかもしれません。理由についての認識は、二宮参考人が述べたようなものではないかというふうに思っております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

最後の質問です。個人の自己決定を尊重するというのなら、法律婚の要件を緩和していくという方向に向いてもよいのではないかと、あるいはそっちの方向に行かざるを得ないんじゃないかと私は思っているんですけれども、先ほどの、事実婚でありますとかLGBTなどを法律婚に取り入れるということによって、インクルーシブですすね、インクルーシブすることによって、パートナーの方

が亡くなった後の生活もある程度保護される面が出てくるのではないかとおっしゃるんですが、皆さん、全参考人の方にお聞きしたいんですが、法律婚というものは緩和していくべきだとお考えか、できるとしたらどこまで緩和できるとお考えかという、最後にそれをお聞きしたいんですが、教えてください。

○参考人(二宮周平君) おっしゃるとおりで、誰でも法律婚ができるようにすべきですので、要件は緩和していく必要があるかと思っております。でも、重婚の禁止とか近親婚の禁止の、範囲は狭めることがあっても、近親婚の禁止とか、やつ

ぱり社会で認められた、これが婚姻だと認められているような、そういうものはやっぱり維持する必要があるかと思っております。ですので、要件のところはどこまで緩和できるのか、少なくとも私は異性である必要はないと思っております。

それから、効果のところでは、選択的夫婦別姓を設けないと別姓を希望する人は婚姻できないということになりますので、全ての人のための婚姻にはならないだろうと思っております。

○参考人(横山佳枝君) お答えいたします。

法律婚の要件を、緩和するという表現が私はいいかどうか分かりませんが、今、二宮参考人おっしゃったように、希望するカップル、それは同性異性問わず、そういう方が希望すれば婚姻をできるという制度にするべきだと考えております。

やはり、夫婦選択的別姓が実現された場合に、その実現を待っている方、それが法制度化されたら婚姻しようと考えている方は相当数いらっしゃると思います。それによって婚姻制度を利用することができるようになれば、生活保障の点でも、パートナーが亡くなった後の生活保障の点でも、アであると考えております。

○参考人(大村敦志君) 私は、前の二人の参考人とやや異なる意見を持っております。

婚姻の要件を緩和するということはある程度考えられることなのではないかというふうには思っています。しかし、婚姻の要件を緩和して、婚姻した人は誰でも婚姻をすることができるといいう制度は、インクルーシブという言葉が先ほど、包摂という言葉がありましたけれども、一面では包摂なんですけれども、他面で排除を生み出すところがあるんだと思うんですね。婚姻できるようになったんだから婚姻すべきじゃないかと。婚姻以外の、先ほど申し上げましたけれども、緩やかな結び付きみたいなものを家族として認めないのかという問題もあると。私は、家族関係については、婚姻は婚姻で一つの形だと思っておりますけれども、その他の形も含めてより広い家族というのを

考えるべきなんではないかと思っております。

それからもう一つ、どのぐらいその要件を緩めてということと関係いたしますけれども、子供の問題ですね、親子関係をどう考えるのか。先ほど横山参考人から外国の例も出ましたけれども、外国の例を見ましても、子供の取扱についてなかなか難しい、苦慮しているという国もありますので、それも併せて考える必要があるというふうに思っております。

○石井苗子君 終わります。ありがとうございます。

○糸数慶子君 沖繩の風、糸数慶子です。

参考人の皆様には、貴重なお話を伺うことができ、大変感謝申し上げます。

まず、大村参考人に伺います。

大村参考人は、法制審議会で様々な民法の見直しの審議に関わってこられていまして、まず、法制審議会の答申が立法化されないことについて伺います。

一九九六年、平成八年に答申された民法改正案要綱が立法化されない状況が長らく続きました。法制審議会は審議会の中で最も権威があると言われ、答申が立法化されないのは、家族法ではこの答申だけとなりました。答申のうち、婚外子相続分規定は、二〇一三年九月に最高裁の違憲決定を受け、答申から十七年後に法改正されました。再婚禁止期間は、二〇一五年十二月の違憲判決を受け、翌年、答申から二十年遅れて法改正され、婚姻適齢は法改正まで二十二年掛かりました。しかも、改正の理由が法制審の答申理由と変わっていないことが法務大臣の答弁でも明らかになりました。

学者、実務家、有識者等を構成メンバーとして、法制審議会民法部会身分法小委員会が五年の歳月を掛けて改正すべき法案の中身を調査して審議し、総会の議を経て答申された民法改正案要綱が、長い間、様々な意見があるという理由だけで法改正されてこなかったことについてどのよう御見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。

九六年の答申自体には関わっておりませんが、けれども、一般論として、法制審で答申されたものについて立法していただけるということが、答申をする側としては強く希望するところでございます。

ただ、一九九〇年代までの状況と二〇〇〇年代の状況というのが多少違うところがございまして。九〇年代までは、法制審議会の民法部会、その下に財産法小委員会と身分法小委員会というのがありましたが、ここは言わば、何というんですか、専門家の集団であると。専門家が専門家の観点として望ましいものを提案していくと、こういう色彩が強かったというふうに思います。専門家としては、私は九六年の案でよいというふうなところがございますけれども、それがなかなか社会的なコンセンサスの得られるものとならなかったということなんだろうと思えます。

二〇〇〇年代になりますと、審議会のメンバーの方に様々な非法律家の方々も多く加わるようになってまいりました。そうなりますと、答申自体が、先ほど来私が申し上げておりますように、様々な御意見を調整したものになるということになりまして、二〇一三年九月に最高裁の違憲決定を受け、答申から十七年後に法改正されました。再婚禁止期間は、二〇一五年十二月の違憲判決を受け、翌年、答申から二十年遅れて法改正され、婚姻適齢は法改正まで二十二年掛かりました。しかも、改正の理由が法制審の答申理由と変わっていないことが法務大臣の答弁でも明らかになりました。

○糸数慶子君 次に、二宮参考人に伺います。

今回の相続法改正は、最高裁が二〇一三年九月四日、婚外子相続分規定を違憲判断したことが契機となっております。くしくも、二宮参考人は、法案審議の参考人として意見を述べておられ

ますので、この当時の慎重意見についても理解されているかと思えます。

しかし、この慎重な意見は、実は二〇〇八年の国籍法改正のときまで遡ります。婚姻関係にない外国人女性と日本人男性の子供の国籍確認を求めた訴訟で、最高裁が六月四日、父母の婚姻を国籍取得の要件としている国籍法三条を憲法違反と判断しました。違憲判決を受け閣議決定された法案の審議では、驚くような排外主義の反対意見が展開されました。当時の改正は、胎児認知には国籍を認め、出生後認知には更に婚姻要件を課すことが憲法違反とされ、婚姻要件を削除しただけであり、偽装認知の防止策として罰則規定を新たに設けたにもかかわらず、法案審議では偽装認知の防止に議論が集中いたしました。この排外主義の反対運動は、翌年の女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた議論で、さらに二〇一三年の婚外子相続分規定の見直しの際にも、国籍法の二の舞になるなどというその掛け声で反対キャンペーンが展開されました。

この反対論者が婚外子相続分規定の改正に条件を付けて戸籍法改正を阻止し、相続法改正のワーキングチームをつくる経緯となったことについてどのような御見解をお持ちか、お伺いいたします。

○参考人(二宮周平君) 見解ということでは、基本的には、婚外子の平等を徹底することができず、まあそれは変だとは思いますが、

基本的には、婚外子の平等を徹底することができず、まあそれは変だとは思いますが、嫡出子と嫡出でない子は立場が違うんだということとを明示するためにこの戸籍法改正を阻止したのだと思えます。最高裁大法廷決定は子供を個人として尊重するということを明確に示していますので、そのことについて次の最高裁小法廷が違憲ではないとしたことが大きな影響を与えていると思えますけれども、やはり基本には、法律婚を尊重すべきであると、それは婚外子の差別があっても当然だということのトーンが消えています。法

律婚配偶者の居住権の保護、あるいは法律婚配偶者の財産形成についての寄与、貢献をいかに評価するかというところが出発点だったので、法律婚じゃない人たちを、まあ言葉を使いますと排除するような、そういう提案になったのだと考えます。

○糸数慶子君 引き続き二宮参考人に伺います。

今回創設される特別寄与制度の対象から、事実婚や同性パートナーは排除されています。私はこの委員会でも、夫婦同姓しか認めない現行制度は、それが名前を名乗りたいというカテゴリーに法律婚を諦めさせ事実婚に向かわせるわけですから、法律婚の推奨という婚姻制度の目的に逆行するのではないかと度々指摘してまいりました。

この点について、二宮参考人の御見解を伺います。

○参考人(二宮周平君) 繰り返しになりますが、法律婚は全ての人に開かれたものであるべきだと考えます。先ほど大村参考人がおっしゃったように、もちろん、法律婚じゃない選択をした人にも、それにふさわしい処遇、対応というのはしなければなりませんけれども、あるカテゴリーは法律婚が認められ、あるカテゴリーは認められないという、そこは平等にしていく必要があると思うのです。ですから、別姓を希望する人、同性カップルの人たちに法律婚を認めることが逆に法律婚制度を広げていくことになるわけですから、方向としてはその方向が望ましいと考えています。

○糸数慶子君 今回の法改正は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み行われるわけですが、家族の多様化について言及がありません。むしろ、変化が著しいのは、その家族のあり方や価値観の多様化であろうと思えます。しかしながら、家族の形や意識その変化のスピードに法改正が追いついていないというのが現状ではないかというふうに思っています。

今回の法改正にとどまらず、二宮参考人が見直すべきだということにお考えになる法や制度はありますか、

今回は相続法の改正ですので、相続法の中でどうしたら多様性を取り込むことができるのかということになると、千五十条の特別寄与の条文しかないと思いますので、だからこそ多くの方がこの条文の適用対象者を広げることに御意見が出たんだろうと思います。

相続法改正を除いて必要なこととなりますと、もうこれも繰り返すになりますけれども、選択的夫婦別氏制度の導入と同性による法律婚の承認、これに尽きると思います。さらに加えて言えば、生殖補助医療に関して適切な規制を、規制というよりも規律ですね、抑制するのではなくて規律していく必要があります。これは大村参考人がおっしゃっていましたように、二〇〇三年の法制審議会の親子法部会の報告が出ていますので、それは塩漬けになっています。

そこも含めて生殖補助医療の在り方については立法が必要だろと思えますし、それからもう一点、最後に述べさせていただきますと、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定するという民法七百七十二条の規定も改める必要があるかと思えます。婚姻中出生した子は夫の子と推定するという規定とか、あるいは嫡出否認権を妻や子供に平等に認めていくといったような法改正も求められるのではないかと考えます。

○糸数慶子君 大変示唆に富むお話をいただきました。ありがとうございます。今回の法改正に向けた議論の参考とさせていただきますと思えます。

以上で終わります。ありがとうございます。
○山口和之君 無所属の山口和之でございます。あと十五分ですので、トラック委員会じゃないとは思いますが、トイレも行きませぬ。お疲れのところ恐縮ですが、もう少しお付き合い願いたいと思えます。

三人の参考人の方にお伺いしたいんですが、現在審議中の法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化を受けたものと説明されております。

法律婚や親族制度を前提にしたものであり、近年の急激な生涯未婚率の増加という社会経済情勢の変化に対応できているとは思いません。生涯未婚率の増加を受けて、法律婚や親族制度を前提にしない相続制度を考えていくことも重要かと思えますが、それぞれどのようにお考えか、教えてください。

○委員長(石川博崇君) どなたからお伺いしますか。

○山口和之君 大村参考人から。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。先ほど、横山参考人だったでしょうか、御発言があったと記憶するんですけども、婚姻というのは婚姻時の約束であって、これに子供、親子関係とか、あるいは相続という関係が結び付いておきます。

嫡出子、非嫡出子の平等化というのは世界の趨勢でございますけれども、実はどこが最後まで残っていたかという点、日本の場合はドイツ、フランスが二十世紀の終わりくらいまでこの区別を残しておりました。それは、婚姻というものが親子関係を作り出し、相続関係をつくり出す、そういうものだという観念というのが大事にしていたということだと思えます。それが、今日では、いや、子供の権利という観点から、そこを譲つてその相続分の平等化というのを図つたということだろというふうな考え方をしております。相続制度と婚姻関係、親子関係というのが結び付いてくるといふのは、あるところでは必然的なところがあるのではないかと思っております。

しかし、他方で、遺言等によって法律上の親族関係がない人に財産を残すということも可能であるわけですね。先ほど私が申し上げました緩やかな結び付きというのは、個別の関係についてはその問題ごとに解決していこう、それでいいんじゃないかという、そういう考え方に立つ結び付きだと思えます。子供については、子供を認めるかどうか、それは認知の問題として考える、相続については、財産を残すかどうかはこれは遺言で考え

る、こんなふうな形で、家族に関する効果を一旦とまりに与えるという、婚姻でない形もあり得るのではないかと、こんなことだろうと思えます。それはあり得る考え方だと思っておりますけれども、そうなりますと、議員御指摘の点に関わるわけですね、あるいは遺言については、相続人となっていない人に対する遺言をするということが適切にできるような制度になつていくか、そんなふうなことを考えていくということになるかというふうな思っております。

○参考人(横山佳枝君) お答え申し上げます。

高齢化社会の進展ですとか性的少数者が可視化されつつある社会、また事実婚が増加する社会において、やはり民法上、今形式的に定められている親族というものと、実態として共同生活をしていく方とか介護等を行っている方との間に非常にずれが生じているというのが実態だと考えております。そういった中で、相続というものの、婚姻から発生するそういった利益というものから、そういった現在実態として家族として生きている方を除外しているという状況は極めて問題であると考えております。

婚姻というものについて、先ほどから繰り返してお伝えしておりますけれども、婚姻制度というものを利用するかどうかというのを、それを希望するカップルに自由に決めることができるようにすべきだと、それが個人の自己決定にもつながるといふふうな考え方をしております。

もちろん、婚姻に伴って、利益とともに責任も生じますので、そういった婚姻に縛られたくないという方もいらっしゃると思えます。そういった方たちのために緩やかな制度というものも手当てしておくということは一ツあり得るかと思えますが、それは決して婚姻制度をそういう方が利用する選択肢をなくすということであつてはならないというふうな考え方をしております。

遺言というものの、遺産をある第三者に分けるということでも一つの手段だと思えますけれども

も、やはり、遺言というものを作つておくというのは、それでカバーし切れないこともあり得るし、それを強いるというか、そういった準備をしておくべきだということを一定のカテゴリーの方々のみ強いるということは非常によろしくないのではないかとお伺いしております。

○参考人(二宮周平君) カップルの関係については先ほど申し上げましたので、親子のことを考えてみたいと思えます。

先ほど山口委員おっしゃったように、生涯未婚率が増加してしまつて、五十代の人で婚姻したことがないという人が二〇%を超えるような時代になつてまいりました。しかし、人はやっぱり一人では生きられません。自分のことを心配して考えてくれている人がそばに必要だということが求められてくると思えます。そういうときに、日本でも可能な制度は養子縁組です。日本の場合は縁組届だけで簡単に親子になれてしまつてですね。でも、これが悪用され、養子縁組の意思確認もしないまま、高齢者の方が寂しさから財産を侵奪されるような縁組もあつたりします。ですから、高齢者の場合の養子縁組の成立の仕方、これを配慮していくことが求められておると思えます。

それから、成人に至るまでの未成年の子供さんについては、大村参考人と私も見解を共通するのですけれども、子供にとつてみたら、父母が婚姻していないのか離婚しているのか、あるいは婚姻していないで生まれた子なのかということが関係がありません。子供にとつては父母です。だから、どのような婚姻状態であれ、子供を養育する責任を父母は担う必要があると考えています。

したがって、現在の、離婚後は単独親権にする、婚外子は単独親権にするというふうな修正をしても、共同親権が選択できるような修正をしていく必要があるかと。親子の関係でその二つを私は課題として認識しているところでございます。

○山口和之君 ありがとうございます。養子縁組の話がちょっと出たので、三人の参考人の方にお伺い申し上げますけれども、相続対策のため

に孫を養子にしたり、子の配偶者を養子にしたりすることが行われているというところをお聞きします。

このように、相続対策目的で身分行為が行われることに關して、それぞれどのようにお考えでしょうか。また、そもそも孫や子の配偶者を養子にすることを法的に認める必要性についてどうお考えでしょうか。

○委員長(石川博崇君) どなたから。

○山口和之君 大村参考人から。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。

先ほど、私、一九四七年改正は引き算の改正だったというふうに申し上げました。養子制度につきまして、家督相続と関わるようなものを除いて、従前の考え方をそのままほほ維持して今日に來ているかと思ひます。

普通養子は、議員御指摘のとおり、様々な形で用いられているところでございます。これ、親子という形を取るのでございますけれども、その実質は、当事者間に一定の共同生活のための契約関係のようなものをつくり出す、そういうことになつていのではないかとこのように感じております。そうであるとするならば、これは個人的な見解ですけれども、普通養子によって実現されている適切な目的を代替的に実現するような制度というのを構想していくべきではないかと、それを養子というふうに名付ける必要は必ずしもないのではないかとこのように思っております。

ただ、法改正は、現行法があつて、そこから行われるものでございます。経路依存性というのがございますので、今申し上げたのは研究者としてのご見解でございますけれども、実際に立法をするということになりますと、現在普通養子に求められ、託されている様々なものをどういうふうにさばっていくのかということをより現実的に考えるということになるかと思ひます。

○参考人(横山佳枝君) お答え申し上げます。

養子縁組の場合の縁組意思というものが必要となるわけですが、それは、その親子関係を

創設する意思が必要だということで、親子関係を創設する意思が実際にその縁組当事者にあつたかどうかというので紛争になる、訴訟になるケースというのはよくあるわけですが、最近、最高裁で節税目的での養子縁組についての判決出されて、それはその縁組意思に欠けるところはないという判断がなされています。

つまり、これ、親子関係を創設する意思というのと節税目的が両立し得るといふ判断であつたかと思ひますけれども、今後、その縁組意思というものについて、親子関係創設する意思というものと、それとはまた、両立し得る目的というのとはまたあると思うんですけれども、それをどう捉えていくかというのはいろいろ価値観があるのかなと考へております。

○参考人(二宮周平君) 成年養子の場合には、大人同士ですから、当事者の意思に委ねて、縁組意思があるかどうかを裁判所が確認するような仕組みで対応できると思ひます。

未成年の子供の養子縁組については、実親がいま、これ、実親が子供を監護、教育するのが当然であつて、実親が子供を監護、教育できない事情があるときに養子縁組を結ぶべきであると考えますので、節税目的の未成年養子縁組というのは脱法行為だと思ひます。

それから、子連れ再婚した場合の再婚相手との養子縁組についても、その子供にとつてみたら、なぜその縁組を強制されるのか理解できないことがあると思ひます。別居している実親を親と思つて慕つているにもかかわらず、親権者の代諾縁組で養子縁組が成立してしまうわけですから、こゝもメスを入れる必要があつて、繰り返しになりまされども、未成年の養子縁組は実親が子供を監護、教育できない場合にのみ成立させるといふ、そういう仕組みに変えていくべきではないかと考へております。

○山口和之君 大村参考人にお伺ひしたいんですが、夫婦共有財産の取扱いが離婚の際の財産分与と死別の際の相続とで大きく異なつておりますが

れども、その現状についてどういふふうにお考えでしょうか。

○参考人(大村敦志君) ありがとうございます。

今の点は、先ほども触れましたけれども、夫婦の財産関係の清算というのと、それから清算後の相続の問題というのを理屈の上では分けて考へるということが望ましいといふふうには私自身は思つております。

ただ、現行法制は、夫婦財産制のレベルでは、婚姻継続中財産は別々に所有するということとをベースとし、離婚については財産分与、そして死別の場合については配偶者相続権で対応するという制度が形成されております。こうならなきゃいけないという必然性はなかつたんですけれども、こうなることが便宜であつたということであつたことだと思ひます。

配偶者相続分という形で夫婦の財産関係の清算をそこに含めるということは、何といふんでしようか、言わば近似的に清算をする。あと、固有の相続の問題はそこで処理するということ、精密な議論ではないわけなんですけれども、ある程度やむを得ないところもある。そのことを前提にした上でどのような修正を図っていくのかということなんだろうと思つております。

一言付け加えますと、今の夫婦の財産関係の清算を相続の問題に置き換えるというのは、一九八〇年の相続法改正のときから日本では出てきた考へ方ですけれども、外国でもそのような形で簡略な処理を図ろうという国もありますので、一概に無理な考へ方というわけではありませんで、そういうことで日本法は動いてきたということを踏まえつつ、どうするかというのを考へていくということかと思つております。

○山口和之君 どうもありがとうございます。

○委員長(石川博崇君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

三人の先生方、今日は、長時間にわたりました御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代

表して厚く御礼を申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十一分散会

平成三十年七月二十六日印刷

平成三十年七月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K